第5号議案

芦屋市大学等入学支援基金条例の制定について

芦屋市大学等入学支援基金条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

向学心を持ちながら,経済的な理由により大学等への入学が困難な者に対して入学 支度金を給付し,教育の機会均等を図ることを目的として,芦屋市大学等入学支援基 金を設置するため,この条例を制定しようとするもの。

芦屋市大学等入学支援基金条例

(設置)

第1条 向学心を持ちながら,経済的な理由により学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学(大学院を除く。)並びに高等学校,中等教育学校の後期課程及び特別支援学校のそれぞれの専攻科並びに高等専門学校(第1学年から第3学年までを除く。)への入学が困難な者に対して入学支度金を給付し,もって教育の機会均等を図るため,芦屋市大学等入学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 前条の目的に添う寄附金の額
 - (2) 基金の運用から生ずる収益金の額
 - (3) 毎年度予算に定める額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(使涂)

- 第4条 基金の運用から生ずる収益金は、その設置の目的を達成するため必要な経費に充てるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益金は、基金として積み立て ることができる。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため必要な場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び

利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

参 照 1

芦屋市大学等入学支援基金条例要綱

1 制定の趣旨

向学心を持ちながら,経済的な理由により大学等への入学が困難な者に対して入 学支度金を給付し,教育の機会均等を図ることを目的として,芦屋市大学等入学支 援基金を設置するため,この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 設置(第1条関係)

向学心を持ちながら,経済的な理由により次に掲げる学校への入学が困難な者に対して入学支度金を給付し,もって教育の機会均等を図るため,芦屋市大学等入学支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

- ア 大学(大学院を除く。)
- イ 高等学校の専攻科
- ウ 中等教育学校の後期課程の専攻科
- エ 特別支援学校の専攻科
- オ 高等専門学校(第1学年から第3学年までを除く。)

(2) 積立て(第2条関係)

基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- ア 基金の設置の目的に添う寄附金の額
- イ 基金の運用から生じる収益金の額
- ウ 毎年度予算に定める額

(3) 管理(第3条関係)

- ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- イ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えるこ

とができる。

(4) 使途(第4条関係)

ア 基金の運用から生じる収益金は、その設置の目的を達成するため必要な経費 に充てるものとする。

イ アにかかわらず、基金の運用から生じる収益金は、基金として積み立てることができる。

(5) 処分(第5条関係)

基金は、その設置の目的を達成するため必要な場合に限り、処分することができる。

(6) 繰替運用 (第6条関係)

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日

公布の日

学校教育法抜粋

- 第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
- 第58条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。
- 2 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校 を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があ ると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究 を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

(第3項省略)

- 第66条 中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。
- 第70条 (前略) 第58条 (中略) の規定は中等教育学校の後期課程に (中略) 準用する。(後略)

第76条 (第1項省略)

- 2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。
- 第82条 (前略) 第56条から第60条までの規定は特別支援学校に(中略)準用する。

第108条 (第1項省略)

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。

- 3 前項の大学は、短期大学と称する。 (第4項から第8項まで省略)
- 第117条 高等専門学校の修業年限は、5年とする。ただし、商船に関する学科については、5年6月とする。
- 第119条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。
- 2 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定める ところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度 において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年 限は、1年以上とする。

芦屋市大学等入学支度金給付規則で定める主な内容

1 申請者の資格要件

- (1) 次に掲げる学校(以下「大学等」という。)に入学しようとする者であること。
 - ア 大学(大学院を除く。)
 - イ 高等学校の専攻科
 - ウ 中等教育学校の後期課程の専攻科
 - エ 特別支援学校の専攻科
 - オ 高等専門学校(第1学年から第3学年までを除く。)
- (2) 申請者及び申請者の生計を維持する者が市内に1年以上居住していること。
- (3) 生活保護世帯又は市民税所得割非課税世帯に属していること。
- (4) 大学等において入学料又は入学金の全額免除を受けていないこと。

2 給付額

入学料又は入学金に相当する額 (上限は200,000円とし,1人につき1回限り)

3 申請時期

原則として, 入学料又は入学金の納付前

※ 平成30年度以降に大学等に入学する者を対象とする。